

## 船舶事故調査報告書

令和8年2月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）  
委員 上野 道 雄  
委員 高橋 明 子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和7年6月26日 21時00分頃～27日 04時40分頃の間）
発生場所	不明（広島県呉市倉橋漁港付近）
事故の概要	漁船大漁丸の船長は、揚網作業中、ネットローラーに巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	令和7年6月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 大漁丸、4.95トン HS3-22696（漁船登録番号）、個人所有 10.50m (Lr) × 2.76m × 0.78m、FRP ディーゼル機関、48.2kW、昭和57年6月9日 第270-25841号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 67歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年6月15日 免許証交付日 令和3年10月22日 (令和9年6月8日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、底引き網漁を行う目的で、令和7年6月26日夕方頃、呉市黒島北西方沖の漁場に向けて同市田原漁港を出港した。 船長は、21時00分頃、家族に電話し、漁獲物の状況等の話をした。 倉橋漁港内の鷺ヶ崎南方沖を航行していた漁船（以下「僚船A」という。）の船長は、27日04時40分頃、鷺ヶ崎北東部の沿岸に乗り揚げていた本船を発見し、118番通報した。

僚船Aの船長は、本船に移乗し、05時17分頃、回転中のネットローラーにうつ伏せで巻き込まれた状態の船長を発見した。

船長は、来援した消防艇で、呉市内の病院に搬送されたが、医師によって死亡が確認され、死因は短時間の外傷性窒息と検案された。

本船は、同日、巡視艇によって引き出され、その後、漁業協同組合の漁船によってえい航されて帰港した。

(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)

その他の事項

(1) 船尾甲板の機器配置に関する情報

ネットローラーは、船尾甲板上に設置され、その操作部（以下単に「操作部」という。）はネットローラーの右舷側に配置されていた。また、操作部付近でも操船できるよう操作部近くに操舵ハンドル等が配置されていた。(図1、図2参照)

ネットローラー（左舷船尾側から撮影）

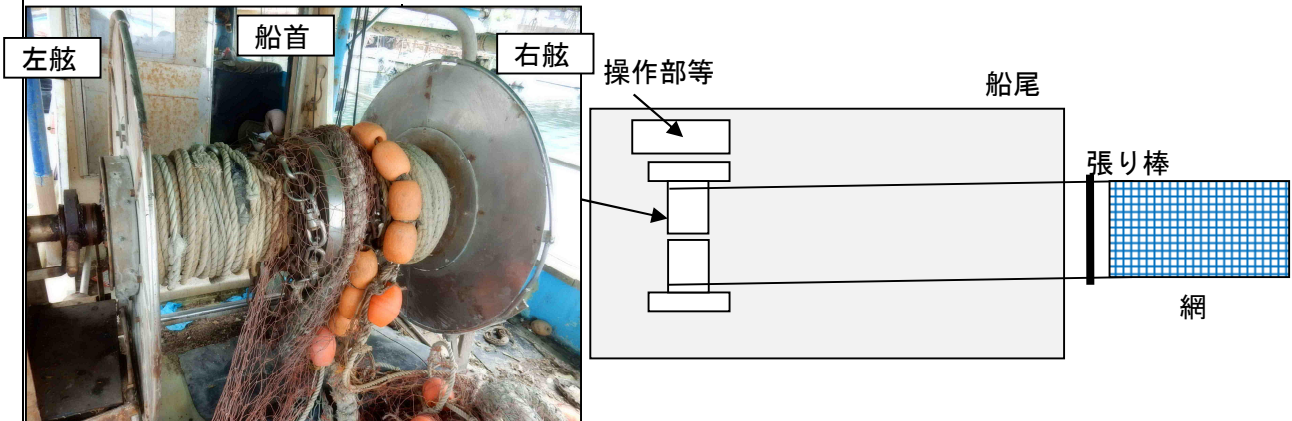


図1 船尾甲板機器等配置図

(2) ネットローラーの構造及び操作等に関する情報

① ネットローラーは、主機駆動で、ドラムが中央で二つに分かれており、左右のドラムを同時又はそれぞれ単独で駆動させることができた。

ネットローラーに自動停止装置等の安全装置は取り付けられておらず、停止の操作は、操作部の電気クラッチのスイッチでしかできなかった。

② 操作部には、電気クラッチのスイッチ、ローラー回転速力調整レバーがあり、操作部付近には主機クラッチレバー、主機スロットルレバー及び操舵ハンドルがあった。(図2参照)

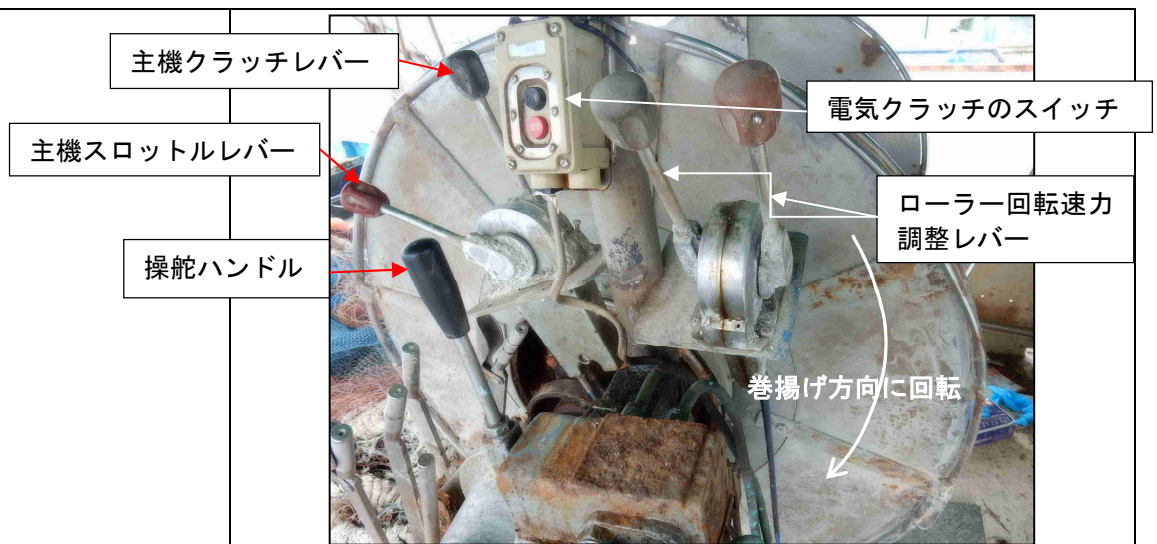


図2 操作部等（右舷側から撮影）

(3) 漁具に関する情報

漁具は、長さ約300mの鋼製ワイヤ（直径約8.5mm）、長さ約50mの<sup>またづな</sup>股網（直径約22mm）、網の入口を広げる長さ約14mの張り棒（FRP製）、長さ14mの鎖及び太網（直径約60mm）及び長さ約30mの網（ナイロン製）で構成されていた。（図3参照）

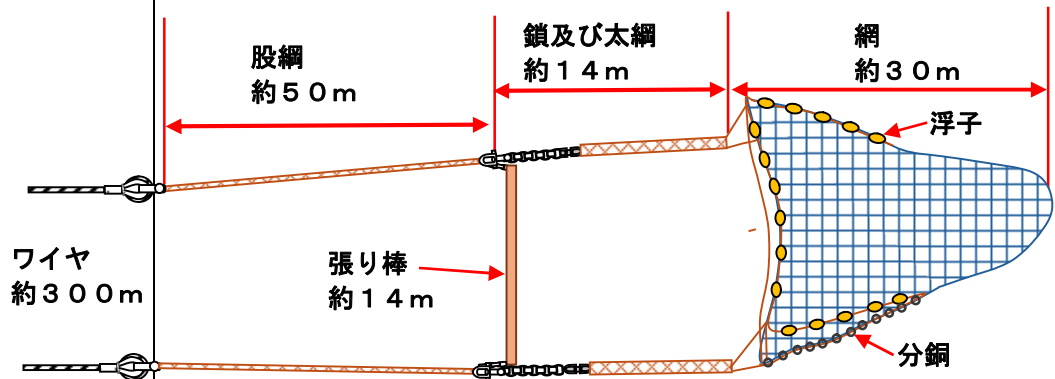


図3 本船の漁具

(4) 揚網作業の手順に関する情報

揚網作業の手順は、次のとおりであった。

- ① ネットローラーを駆動する。
- ② ワイヤ及び股網を張り棒付近まで巻き揚げる。
- ③ 一旦ネットローラーを停止する。
- ④ 張り棒を取り外して舷側の支柱に固定する。
- ⑤ 再度ネットローラーを駆動して巻き揚げる。
- ⑥ 網を漁獲物が入っている部分まで巻き揚げたところでネットローラーを停止し、漁獲物を網から外す作業を行う。

(5) 本船発見時の状況等に関する情報

① 本船が発見された時、ネットローラーは全ての網を巻き取った状態で回転していた。張り棒は外された状態であった。

② 漁業協同組合の関係者は、船長が股網を船尾付近まで巻き揚げ、一旦ネットローラーを停止して張り棒を外した後、再度ネットローラーを駆動させながら、漁具の付近で作業（網の左右偏りの調整等）をしていた際、漁具と共に体がネットローラーに巻き込まれたのではないかと述べていた。

(6) 船長の着衣等に関する情報

船長は、白色半袖のシャツに、黒色長袖のジャージ（上着）、紺色のジャージ（ズボン）、青色胴長、茶色のゴム製の手袋を着用していた。救命胴衣は着用していなかった。

(7) 巻き込まれ事故防止に係る香川県漁業協同組合連合会等の取組  
香川県漁業協同組合連合会の資料によれば、次のとおりであった。

背景 平成24～29年における香川県の漁業死亡事故のうち、小型機船底びき網船のウインチに巻き込まれ事故は、全体の1/3を占め（5件の発生）、犠牲者の多くが若者であった。

（略）

取組内容 <補助事業の整備>

香川県漁連及び香川県（水産振興協会）が連携し、平成30年より小型底びき網漁船を対象にネットローラー停止装置の普及を促進する「漁業操業安全推進事業」を**施行**。

（略）

ネットローラー停止装置は、網の巻揚げ時に巻き取られた網がネットローラー上部に取り付けられた金属バーを押すことで、ネットローラーが即時停止する装置である。（図4参照）



図4 ネットローラー停止装置の概要（香川県漁業協同組合連合会ホームページ）

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>船長の死因は、短時間の外傷性窒息であった。</p> <p>船長は、揚網作業中、漁具と共にネットローラーに巻き込まれたものと考えられる。</p> <p>船長は、ネットローラーを駆動させた状態で漁具の付近にて作業していたところ、漁具と共にネットローラーに巻き込まれた可能性があるが、目撃者がおらず、客観的情報も十分に得られなかったことから、巻き込まれるに至った状況を明らかにすることができなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、船長が、揚網作業中、漁具と共にネットローラーに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型漁船の船長は、揚網作業中、体や着衣がネットローラー等の回転部に挟み込まれないよう、安全な距離を確保すること。</li> <li>・ 小型漁船の船舶所有者は、揚網機に自動停止装置等の安全装置を取り付けることが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船

